

平成 29 年度「東大和市空き店舗活用事業 創業支援 家賃補助」募集要項

1. 支援件数： 創業予定者、新規開業者 2 件程度
2. 補助内容： 以下のAコースまたはBコース

Aコース

対象：創業予定者（平成 30 年 2 月末までに不動産契約が可能な方）

BusiNest インキュベーション施設入居者の方

平成 29 年 8 月以降に創業した方

内容：以下の①+②（1 件あたり最大 20 万円）

- ① 東大和市内貸店舗物件の前払家賃・共益費・管理費・敷金・礼金・保証金・仲介手数料等の不動産契約時支払金額を補助（最大 10 万円）
- ② 市内店舗の家賃・共益費の不動産賃借料補助（駐車場代を除く）
契約家賃月額 30% （上限 2 万 5 千円）を補助開始後、最長 4 ヶ月補助（最大 10 万円）
月額家賃補助対象期間は、平成 29 年 4 月分～平成 30 年 3 月分間の 4 ヶ月分

Bコース

対象：新規開業者（平成 28 年 10 月以降に創業した方）

内容：市内店舗の家賃・共益費等の不動産賃貸料補助（駐車場代を除く）

契約家賃月額 30% （上限 2 万 5 千円）を補助開始後、最長 8 ヶ月補助（最大 20 万円）

月額家賃補助対象期間は、平成 29 年 4 月分～平成 30 年 3 月分間の 8 ヶ月分

（平成 29 年 4 月分の家賃支出済の方は、遡及して平成 29 年 4 月分より家賃補助）

※ Aコース、Bコースいずれかを選択して申し込めます。

※ いずれも不動産契約書及びその支払事実に基づいて支出いたします。

3. 申込要件： 次の各号に掲げるものとします。

- (1) 小売業及びサービス業・建設業・製造業等の他、NPO・コミュニティビジネス関係を含む経営者として独立開業を目指しているか既に独立の経験がある者で、年齢が 20 歳以上であること。
- (2) ① 創業予定者（平成 30 年 2 月末までに不動産契約が可能な方）
② BusiNest インキュベーション施設入居者の方
③ 平成 29 年 8 月以降に創業した方
④ 新規開業者（平成 28 年 10 月以降に創業した方）
- (3) 創業を目指している場合は、本社登記及び対象となる主たる事業所所在地を東大和市内に予定していること。また既に開業している場合は、本社登記及び対象となる主たる事業所所在地が東大和市内にあり、当該事業所の賃貸料を支払っていること。
* 親会社、子会社、グループ企業等関連会社（資本関係のある会社・役員を兼務している会社等）との契約、及び事業役員、従業員、事業主の家族・親族等との契約は除きます。
- (4) 既に開業している事業の支店の開設でないこと。
- (5) 申込者が直接経営する事業であること。他者への委託は不可とします。
- (6) 創業を目指している場合は創業後に、既に開業している場合は補助決定後に、東大和市商工会へ加入すること。
- (7) 補助適用期間内において家賃の支払確認書類等の提出ができること。
- (8) 補助適用期間内の経営データの提出ができること。
- (9) 組織及び経営形態は法人、個人、NPO 法人、共同経営等とします。

4. 申込方法： 申込書(様式 1)と事業計画書(様式 2)(様式 2-2)に必要事項をご記入の上、申込者の顔写真を添付して東大和市商工会へお申込みください。
書類は商工会にございます。(商工会ホームページからダウンロードして入力することもできます。)なお、提出書類の返却は行いません。
5. 申込締切： 平成 29 年 9 月 29 日(金) * 郵送の場合は必着
6. 選考方法： 申込書類の内容を確認し、10 月に商工会職員が日程調整の上、申込者全員に現況調査及び事業計画聴取を行います。委員会において申込書類及び調査・聴取結果を基に選考審査を行い、11 月中旬頃、申込者全員に選考結果を通知いたします。
* 東大和市、商工会連合会等の創業塾修了者には、選考時に加点がなされます。
* 審査の経過・結果に関するお問い合わせには一切応じません。
7. 交付方法： 新規開業者への交付は、精算払いとします。不動産契約書及び支払いに充てた領収証等の証拠書類及び精算払請求書を商工会へ提出いただきます。

Aコース

- ① 東大和市内貸店舗物件の前払家賃・共益費・管理費・敷金・礼金・保証金・仲介手数料等の不動産契約時支払金額を補助 (最大 10 万円)
⇒ 契約後、必要書類を商工会へ提出いただき、その後商工会が速やかに指定口座へ振込します。
- ② 市内店舗の家賃・共益費の不動産賃借料補助 (駐車場代を除く)
契約家賃月額 30%(上限 2 万 5 千円)を補助開始後、最長 4 ヶ月補助 (最大 10 万円)
月額家賃補助対象期間は、平成 29 年 4 月分～平成 30 年 3 月分間の 4 ヶ月分
⇒ 2 ヶ月に 1 回、必要書類を商工会へ提出いただき、その後商工会が速やかに指定口座へ振込します。

Bコース

- 市内店舗の家賃・共益費等の不動産賃借料補助 (駐車場代を除く)
契約家賃月額 30%(上限 2 万 5 千円)を補助開始後、最長 8 ヶ月補助 (最大 20 万円)
月額家賃補助対象期間は、平成 29 年 4 月分～平成 30 年 3 月分間の 8 ヶ月分
⇒ 平成 29 年 9 月分までの必要書類を商工会へ提出いただき、その後商工会が速やかに指定口座へ振込します。
平成 29 年 10 月分以降については、2 ヶ月に 1 回、必要書類を商工会へ提出いただき、その後商工会が速やかに指定口座へ振込します。

8. 補助打ち切： 以下の場合、家賃補助を打ち切らせていただく場合があります。
また、申請内容と実際の事業内容に齟齬があった場合は、補助の返還を求めます。
- ① 期間中の撤退、及び 1 ヶ月以上にわたる長期休業の場合。
* 休業期間中は、補助を停止する場合があります。
- ② 申込と異なった事業内容であった場合。
- ③ 東大和市商工会を退会した場合。
- ④ その他、申込者の状況を考慮し、東大和市商工会が打ち切りの決定をした場合。

9. 事業主体【問合せ先】：東大和市商工会 〒207-0015 東京都東大和市中心 3-922-14
TEL 042-562-1131 (担当：遠藤)